

議案第3号 役員の選任について

役員の選任について

藤田智洋理事が令和6年度定期総会終結をもって辞任するため、公益社団法人京都市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第26条第1項の規定により、役員の選任を求めます。

なお、任期は、定款第28条第3項の規定により、前任者の残任期間（令和7年度定期総会終結まで）とします。

理事 山崎 正和（京都市）